

**自治基本条例検討委員会  
中間報告イメージ**

**平成16年4月**

**浪瀬委員からの構成案に該当部分を挿入した内容になります。**

## 目次

条例のつくり方・ポイント	1
条例の性格と位置づけは？	1
前文に盛り込みたい事項	1
1 自治を疎外するものとそのもたらしているもの	1
2 私たちはこんなまちに暮らしたい	2
自治されたまちのイメージ	2
そのための市民の権利と義務(責務)	3
1 市民ってなーに	3
2 その義務と責務は	3
市民自らがパブリックをつくる活動	4
1 市民活動の推進(市民活動、NPO)	4
2 自治とコミュニティ(町会、自治会)	4
3 市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？	5
自治体における市民・議会・行政の関係って何？	5
市民自治に必要な市民と議会の関係は	5
市民自治に必要な市民と行政の関係は	6
自治されたまちの、身近な課題解決のための区のあり方	7
1 区って何？ 区役所は何を行うところなの？	7
2 区役所を機能させる仕組みはどうするか？ 区長は？	8
3 7区のあり方をどのように考えていくか？	8
XI 小さな政府としての市のあり方	9
1 議会の位置付け	9
2 その役割と責任	9
3 議会自身がよりよく機能するためには？	10
4 行政の位置付け	10
5 その役割と責任	11
6 行政組織のあり方とは？	12
7 市長の位置付け	12
8 市長の役割とその責務？	12
9 市民の代表である議会と行政・市長の関係は	13
XII 自治を可能にするための制度・装置	13
1 市民自治を実現する各種制度	13
2 評価制度	14
3 情報公開制度	14
4 住民投票制度	15
5 財政運営	15
6 住民救済制度	16
7 広聴制度	16
XIII 条例の見直し	17
XIV 条例の実効性を高める仕組み	17
XV その他の事項	17

## 条例のつくり方・ポイント

### 条例のポイント

#### 共通項

- ・市民に分かりやすい条例にするため、条文は少なく、横文字は使わない。
- ・現在の行政の枠組みをはずした大胆な内容とする。
- ・時代の変化に対応していけるような条例にする。
- ・市民がメリットを実感できる、市民が納得できる条例とする。
- ・市民自治を目指した条例とする。
- ・川崎に基本条例があることが誇れる内容にする。
- ・他の自治基本条例に盛り込まれているもので重要なことも検討し、条例に規定する。

#### 背景と課題

- ・これまでの条例は市民にとって理解しにくいものが多く、より市民に身近な自治基本条例となるよう、分かりやすい条例にしなければならない。
- ・条例の活用方法が分かりにくいいため、市民生活の身近な道具として使える条例にする。

#### 論点

## 条例の性格と位置づけは？

### 条例の性格

#### 共通項

- ・分権時代の最高規範、自治体の憲法としての役割を明確にする。
- ・他の条例・規則は基本条例と整合をとる
- ・実行性が担保できるような、市の基本的な考え方をうたう
- ・行政の手続を定める。
- ・市民、行政、議会を対象とした条例にすべき。

#### 背景と課題

- ・市民がつくる自治体の憲法としての性格・最高法規性や理念条例、運営条例としての位置づけなど、自治基本条例の基本的な性格を明確にする必要がある。

#### 論点

- ・基本条例はどこまでが範囲か
- ・自治体の憲法とは何か。最高法規とは何か。
- ・どんな名称にするか。

## 前文に盛り込みたい事項

### 1 自治を疎外するものとそのもたらしているもの

行政の行うことがパブリック（公）であり、人々に共通の利益をもたらす事業は行政によって実施されるべきだという考え方が市民の間にも強くはびこっています。

政府活動がパブリックと考えるとところからは行政の膨張に歯止めはかけられません。行政の膨張はその仕組みをますます精巧（専門的）にし、パブリックを市民の手から遠いものにしてしまいます。

## 2 私たちはこんなまちに暮らしたい

自治領域を広げ、小さな政府をめざす

### <前文のポイント>

#### 共通項

- ・前文には川崎らしい理念、格調高い条例の理念を明確な表現で謳う。
- ・理念としては、市民自治、郷土愛、公共心、参加などを盛り込む。
- ・何のための条例かを明らかにする

#### 背景と課題

- ・自治基本条例の制定の背景や基本理念を明確にするため、前文をおく必要がある。

#### 論点

- ・川崎らしさについて様々な意見があり、何を以て川崎らしいとするか。
- ・条例の理念について様々な意見があり、何を条例の理念とするのか。

### <条例の意味>

#### 共通項

- ・条例で何ができるのかを明確にする
- ・条例によるコスト増への配慮が必要である。

#### 背景と課題

- ・地方財政が危機的状況にある一方、市民社会が成熟しつつある中で、新しい自治体と市民のあり方を考える必要がある。

#### 論点

- ・条例で何ができるのか。その際の財政負担はどの程度生じるのか。

## 自治されたまちのイメージ

行政にのみ依存するのではなく、自らの生活の条件を向上させるとともに、他の人々と連携していこうという意識持つまち

### 自治とは？

#### 共通項

- ・市民生活が優先され、市民が主役のまちであること。
- ・市民が自ら責任を持ち、決め、実践していくこと、つまり“自ら治める”ことが自治である。
- ・自治する市民を創出していくこと。
- ・市民と行政が共同体として機能する、パートナーシップの地域づくりが自治である。
- ・市民の身近な問題を解決できる主体的な仕組みが必要である。
- ・市民として誇りが持てること"
- ・他から干渉されない自立した自治体となるべき。

#### 背景と課題

- ・これからの自治体には市民自らが責任を持ち、決定し、実践していくことが求められている。また、川崎市は国・県と対等な立場として機能し、その運営面においては市民が主役となることが必要である。そのためにも自治する市民を創出していくことが求められる。

#### 論点

- ・自治するまちのイメージは何か。
- ・たくさんの人々が同時に中心になれるのか

## そのための市民の権利と義務（責務）

### 1 市民ってなーに

#### <市民とは>

##### 共通項

- ・市民を考える上では、基本的人権、平等などという視点が重要である。
- ・外国人、子ども、高齢者、障害者、法人、従業者など多様な市民を位置づける

##### 背景と課題

・法律上は住民とはその団体の区域内に住所を有するものとされているが、そこには居住しているものばかりでなく、通勤、通学しているものや、通りすがりの者も存在している。このため、この条例の規定が及ぶ範囲を考える必要がある。

##### 論点

- ・市民の範囲をどのように定義するか。
- ・住民と市民の違いは？
- ・責務を果たしている人だけが市民か。
- ・社会的規範を備えた人、自治意識を持った人だけが市民か。
- ・通りすがり、属地主義などをどのように考えるか。

### 2 その義務と責務は

#### <市民とは>

##### 共通項

- ・権利と義務を明確化する必要があり、中身は表裏一体である。

##### 背景と課題

・法律上は住民とはその団体の区域内に住所を有するものとされているが、そこには居住しているものばかりでなく、通勤、通学しているものや、通りすがりの者も存在している。このため、この条例の規定が及ぶ範囲を考える必要がある。

##### 論点

- ・市民の権利義務をどのように規定すべきか。
- ・権利を網羅的に規定すべきか。

## 市民自らがパブリックをつくる活動

### 1 市民活動の推進（市民活動、NPO）

#### <市民活動の推進>

##### 共通項

- ・市民活動をコーディネートし、推進・活性化させる組織としての中間支援組織が必要である。
- ・企業・団体・市民のあり方を定義した上で、市民活動団体やNPOが果たす役割を明確にし、その活動を推進する仕組みづくりが必要である。
- ・市民活動を推進するための「人材」「場」「資金」の確保、情報提供・広報など支援が必要である。

##### 背景と課題

- ・新しい公共の担い手としての市民活動団体やNPO、中間支援組織を位置づけたうえで、行政との協働のあり方や行政からの財政的支援、場の提供、組織の立ち上げなどの支援策、委託のあり方等について検討する必要がある。

##### 論点

- ・単に行政負担を減らすだけでない、市民活動と行政の関係性について検討する必要がある。
- ・中間支援組織はどうあるべきか。
- ・市民活動団体やNPOに対する支援はどうあるべきか。

### 2 自治とコミュニティ（町会、自治会）

#### <新しいコミュニティのあり方>

##### 共通項

- ・新しいコミュニティのあり方を考える必要あり。その際には市民が気軽に参加でき、各コミュニティの民主的・公平な関係を構築する必要あり。
- ・最も身近な自治の単位として、町会組織を再編し、開かれたものとする
- ・区レベル・地域レベルでのコミュニティ活動のための場の確保、財政支援など様々な支援策を検討する必要がある。

##### 背景と課題

- ・現在の町会は重要な役割を果たしているが、社会環境の変化に柔軟に対応していけるよう、町内会の再編、テーマ別コミュニティの構築を含め、新しいコミュニティのあり方を模索していく必要がある。

##### 論点

- ・現在の町会、自治会をどのように考えるか。
- ・町会等の組織の将来の方向性は？
- ・新たなコミュニティのあり方とそこでの市民の役割の検討をどのように考えるか。
- ・適切なコミュニティ単位をどのように考えるか。

### 3 市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？

活動促進のために、市民活動支援条例のみではなく、市民活動・市民事業推進条例のようなものがあると、行政との協働という観点からも市民自らのパブリック形成に有効と思われる。

#### 市民同士の合意形成

##### 共通項

##### 背景と課題

・ 施策の遂行のためには、市民間の合意形成が必要であるが、多様な市民が存在し、多様な価値観が存在しており、そこでの合意形成のあり方を検討していくことが求められている。

##### 論点

・ 市民間の合意形成のためにはどうすればよいのか。

### 自治体における市民・議会・行政の関係って何？

#### <自治体における市民、議会、行政の関係>

##### 共通項

・ 市民が主役、行政・議会はサポート役である。  
・ 利害調整は議会、政策の可能性の検証、その執行は首長である。

##### 背景と課題

##### 論点

・ 個々の役割の定義との整合性をどう図るか。  
・ 行政、議会はサポート役に過ぎないのか。

### 市民自治に必要な市民と議会の関係は

#### <市民と議会の関係>

##### 共通項

・ 市民に身近な議会であるべき。  
・ 市民が議会を監視できる仕組みが必要である。  
・ 市民意見を反映すべき。

##### 背景と課題

・ 分権型社会において、市民の信託に基づき設置されている議会と市民の関係性を検討する必要がある。

##### 論点

・ 公約を条例化（マニフェスト化）すべきか。  
・ 議会のあり方を市民との関わりでどのように位置づけるか。

## 市民自治に必要な市民と行政の関係は

### 行政と市民の役割分担、参加の考え方

#### 共通項

- ・市民が主権者であり、対等な関係であるべき。
- ・形式的な参加の排除など行政側の協働のルールとともに、参加する市民のルールの必要性（双務契約）がある
- ・市民の負担になり過ぎない、適度な関係性を維持すべき
- ・行政はやり過ぎず、市民も動く、積極的な参加が必要である
- ・行政と市民の役割を明確化する
- ・共通の認識をもって、協働作業を推進する
- ・計画、執行など各段階での参加が必要である
- ・参加で決定された内容を行政は忠実に実行する

#### 背景と課題

・参加する権利の保障を行った上で、行政、市民が果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力するために必要となる協働のルールのあり方を検討する必要がある。

#### 論点

- ・適正な役割分担って？  
対等な関係に敵対者という視点も含まれる？
- ・協働型事業、協議型計画策定の行政施策における位置づけるべきか。
- ・市民の参加、協働は有償にすべきか。

### <市民参加を促す仕組み>

#### 共通項

- ・参加、協働のルール、具体的な参加の仕組みを盛り込む
- ・市民と行政の合意形成が必要であり、積極的に情報を公開し、共有する。
- ・できること、できないことの説明責任を果たす
- ・市民に開かれた窓口が必要である
- ・委員会、審議会への市民委員の採用、審議の公開が必要である。
- ・タウンミーティングなどの実施が必要である。
- ・参加と協働に関する評価の仕組みづくりが必要である。

#### 背景と課題

・市を構成する各主体が協働を推進するためには、市民が積極的に参加することが求められており、そのための具体的な仕組みを検討する必要がある。

#### 論点

- ・情報は行政が多く有しており、そこでの役割分担は？
- ・委員会・審議会への市民参加を担保するルールとは？



## 自治されたまちの、身近な課題解決のための区のあり方

### 1 区って何？ 区役所は何を行うところなの？

#### 区役所の位置づけ、あるべき姿

##### 共通項

- ・ 補完性原理を前提として、「市」が担うべきことと、「区」が担うべきことを明確にし、行政組織の役割分担を進める。
- ・ 市役所と区役所が協力して課題解決に当たる仕組みが必要である。
- ・ 区役所は、市民に最も身近な行政機関として、さらに市民自治の拠点として、区民に開かれたわかりやすい組織であるべき。
- ・ 区役所は、区民ニーズを反映した地域内分権を実現するために存在すると考えるべき。
- ・ 各区の地域文化、実情、特性に基づく独自性・自主性を発揮できるような権限強化（決定権限の拡大、予算要求権の付与等）が必要である。
- ・ 区民の自治意識、区民意識の高揚が必要である。
- ・ 市役所は、2以上の地域の課題を検討・解決する役所である
- ・ 市役所は、全市的視点からのビジョン等を検討するところである。
- ・ 外国人を含むすべての住民への情報提供拠点としての区役所であるべき。
- ・ 区の規模の最適単位を考えるべき。

##### 背景と課題

- ・ 国から市への分権は進んだが、区への分権は進んでいないといえるため、区に権限・自主性を与える、区への分権を進めることが必要である。
- ・ 市が大きくなりすぎて、市民の声が反映されていない現状がある。

##### 論点

- ・ 具体的な市役所と区役所の役割分担をどのように考えるか？
- ・ 区の再編、区の機能強化（普通市並み）の必要性と実現可能性をどのように考えるか？
- ・ 行政組織としての最適範囲をどのように考えるか？

## 2 区役所を機能させる仕組みはどうするか？区長は？

### < 区役所を機能させる仕組み >

#### 共通項

- ・ 区レベルでの意思決定が行えるような企画調整機能を強化する
- ・ 部局の横断的調整機関としての区長（区）の権限を強化する
- ・ 区民参加・協働を推進するための組織を再編する。
- ・ 地域ニーズに応じた窓口業務を適正化・効率化する。
- ・ 地域の視点からの区の独自予算（事業）の確保、予算配分の適正化、予算権の段階的に委譲する。
- ・ 予算執行に対する評価（区ごとに）を行う必要がある。
- ・ 区の課題を検討する会議が必要である。  
（ 区民会議の設置）
- ・ 区を横断したテーマ別区民会議（市民会議）の設置が必要である。  
（ 区を横断する会議の設置）

#### 背景と課題

- ・ 政令指定都市である川崎市では、市役所と市民の距離が遠いため、身近な行政機関である区役所で区民の課題・ニーズを吸い上げる具体的な仕組みを構築することが必要である。

#### 論点

- ・ 身近な行政機関である区役所の代表者としての区長のあり方はどうあるべきか。
- ・ 身近な行政機関としての区役所の業務は拡大すべきか。
- ・ 区政に関する課題を検討し、区民の意見を区政に反映させるための会議（区民会議）はどうあるべきか。
- ・ 市民会議を設置する場合の位置づけはどうあるべきか。
- ・ 区限定条例制定の必要性・可能性は？
- ・ 区単位のミーティング等の会合は必要か。必要としたら、どのような内容で開くのか。

## 3 7区のあり方をどのように考えていくか？

### 7区のあり方

#### 共通項

- ・ 7区で画一的な施策を進めるだけでなく、区の特性を活かした区政運営を推進すべき。
- ・ 行政事務の区単位での分節化が必要である。

#### 背景と課題

- ・ 区は市の行政の最前線として市の事務を共通に執行するが、川崎市は南北に細長く各区の地域特性はかなり異なっていることから、その独自性も求められている。

#### 論点

- "・ 地域の特性を活かした区政運営の推進と、7区の間での平等性（公平性）をどのようにバランスを取っていくべきか？

## XI 小さな政府としての市のあり方

### 1 議会の位置付け

#### 議会の役割と責務

##### 共通項

- ・市民の代表者としての自治体の団体意思決定機関である。
- ・行政運営の円滑化、透明性の確保、効率的・民主的運営のためのチェック機関である。

##### 背景と課題

- ・分権の時代において、市民の信託に応える自治体の団体意思決定及び市政の監視を行う機関としての議会の役割がますます重要となっており、その役割、あり方をあらためて再確認する必要がある。

##### 論点

- ・二元代表性からみて、議会と首長の関係をどのように考えるべきか(国における総理大臣と国会のように考えるのか。)

### 2 その役割と責任

#### 議会の役割と責務

##### 共通項

- ・住民の信託に応え、市民の声に耳を傾け、説明責任を果たす。
- ・市民生活を優先し、市政全体をみる目を持つ
- ・市民との対等な関係を位置づけ、議員責務を明記する。
- ・市民意見の調整機能を果たす。

##### 背景と課題

- ・分権の時代において、市民の信託に応える自治体の団体意思決定及び市政の監視を行う機関としての議会の役割がますます重要となっており、その役割、あり方をあらためて再確認する必要がある。

##### 論点

- ・二元代表性からみて、議会と首長の関係をどのように考えるべきか(国における総理大臣と国会のように考えるのか。)

### 3 議会自身がよりよく機能するためには？

#### 議会の運営

##### 共通項

- ・議会の運営を変え、活性化する
- ・分かりやすい、開かれた議会にする
- ・議論を重視した議会運営を行う
- ・市民の声を入れて、政策立案する必要がある
- ・議員立案を補助する体制（事務局強化、市民スタッフの採用）づくりを行う
- ・議員の選挙区、定数の見直しが必要である

##### 背景と課題

・市民に開かれた、分かりやすい議会運営が望まれており、また、市民のための立法を行う機能の強化が求められている。

##### 論点

- ・第二議会の設置についてどのように考えるのか。
- ・外国人の地方参政権について、どのように考えるのか。
- ・議会運営で必要な仕組みとは？また、それを条例化する必要性と意味はあるか。

### 4 行政の位置付け

#### 行政（自治体）の位置付け

##### 共通項

- ・市長は強力なリーダーシップを発揮すべき。
- ・行政は市民の信託を受けた組織であり、市民の主体性を引き出す必要がある。
- ・自治体の長である市長は市民を意識して行動すべき。

##### 背景と課題

・分権の時代になり、地方政府としての地位が確立され、行政は市民の信託に基づき運営されるという原則を明確にする必要がある。

・住民との関係性の中で、首長の責務を条例にどのように規定するか検討する必要がある。

##### 論点

- ・法に規定されている市長、副市長（助役）を規定しなおす必要があるか。（議会も同様）
- ・行政内部での市長と職員の間関係をどう捉えるか。

## 5 その役割と責任

### 行政の役割と責任

#### 共通項

- ・ 市民ニーズを的確に反映して公正・公平に執行する。
- ・ 協働を推進し、問題の解決など市民生活のサポートを行う。
- ・ 施策の立案、執行を担う
- ・ 企画、実施、評価の仕組みが必要である。
- ・ 予算の編成、執行の情報を開示する。
- ・ 公平で、効率的に予算執行する。
- ・ 情報を積極的に公開し、情報の共有を図る
- ・ 総合的で、小回りの効く市民に分かりやすい行政サービスを構築する。(行政サービスのインデックスづくり)
- ・ 新しい発想で広報・公聴を行う。
- ・ 個人情報を保護すべき。
- ・ 行政手続の簡素化を図る。
- ・ 県や国などとの調整機能、広域連携機能を担う。
- ・ 市民間の利害の調整を行う。
- ・ 公共の福祉、市民の幸せ、安全の確保を追求し、市民生活を守る。
- ・ 市民の主体性を引き出す
- ・ 専門能力を持った行政職員の育成が必要である。

#### 背景と課題

- ・ 政策立案、執行、政策評価、情報公開、サービス提供という行政運営のあらゆる側面について、市民ニーズを的確に反映した行政執行が求められており、この視点に立って基本的な役割と責任について規定する必要がある。

#### 論点

- ・ 行政は事務局機能だけでよいという意見と行政は取捨選択する権利があるという意見の両論がある。
- ・ 具体的な制度、仕組みとの関係性の整理が必要である。
- ・ 行政サービスの理念を具現化する仕組みは？
- ・ 現行の情報公開制度の検証が必要である。

## 6 行政組織のあり方とは？

### 行政組織・職員のあり方

#### 共通項

- ・縦割りでなく市民の多様なニーズに総合的に対応する。
- ・総合的に対応できる組織作りが必要である。
- ・市民自治に権限をもつ直轄機関を設立する。
- ・現場重視すべき
- ・効率化をはかり、最小の人員で業務を遂行する。
- ・市民が主役という職員意識を醸成する。
- ・職員は、客観性を持つ（権力や好き嫌いで動かない）仕組みが必要である。
- ・全体の奉仕者としての職員の責務を規定する。

#### 背景と課題

- ・市民の多様なニーズに対応できる総合的、かつ効率的な組織づくりが求められる。"
- ・市民生活の第一線である自治の現場で、絶え間ない自治意識を持って、改革を推進する職員が求められる。

#### 論点

- ・市民の求める総合行政とは何か
- ・職員の意識改革を促す制度とは？

## 7 市長の位置付け

## 8 市長の役割とその責務？

## 9 市民の代表である議会と行政・市長の関係は

### 自治体における市民、議会、行政の関係

#### 共通項

- ・市民が主役、行政・議会はサポート役である。
- ・利害調整は議会、政策の可能性の検証、その執行は首長である。

#### 背景と課題

#### 論点

- ・個々の役割の定義との整合性をどう図るか。
- ・行政、議会はサポート役に過ぎないのか。

#### 議会と行政のあり方

#### 共通項

- ・議会、行政の役割を明確化する必要がある。
- ・行政と議会は互いの役割を認識し、行動すべき。

#### 背景と課題

- ・議会と行政は法によりその役割、機能が明確にされているが、市民からは見えにくい場合がある。

#### 論点

- ・議会と行政の関係性はどうかあるべきか。

## XII 自治を可能にするための制度・装置

### 1 市民自治を実現する各種制度

#### 市民自治を実現する各種制度

#### 共通項

- ・自治基本条例のフレームに従い、市民自治の理念を実現し、市民の権利を条例上で保障するための各種制度・ルールを設ける必要がある。

## 2 評価制度

### 評価制度

#### 共通項

・総合計画や具体的な施策・事業の「企画」「実施」「評価」「改革」のサイクルを確立することなどを定めた政策評価の原則を全庁共通のシステムとして定めるべき。"

#### 背景と課題

・効率的・効果的な行政執行を行っていく上で、外部に情報を公開し、第三者の目から、その検証を行うことが求められている。  
・組織全体の効率性等を向上させるために、職員個人の達成度の評価のあり方について検討していく必要がある。

#### 論点

- ・「評価の対象」をどう定めるべきか？（計画？実績？）
- ・「評価の指標・基準」をどう定めるべきか？
- ・「評価主体」をどう定めるべきか？（市民？専門家？）
- ・「評価の公表」をどのように行うべきか？

## 3 情報公開制度

### 情報公開制度

#### 共通項

・行政の説明責任と意思決定に係る情報や市民の判断材料となる情報、市民と行政の協働（パートナーシップ）を実践するための情報等の公開、共有化に関する原則を定めるべき。  
・多様な情報提供の手段を検討すべき。

#### 背景と課題

・市民自治を実践するためには、その前提として情報の共有が必要である。

#### 論点

- ・「公開する情報の内容」をどのように定めるべきか？（財政・予算、監査、会議、市民団体等に関する情報）  
現行制度の検証が必要？
- ・「情報提供の手段」をどのように用意するべきか？（アクセスしやすい情報提供システム等の構築など）



## 4 住民投票制度

### 住民投票制度

#### 共通項

##### 【必要派】

- ・争点が生じた場合に備えて、制度をつくって（条例に盛り込んで）おいた方がよい。
- ・投票以前の十分な審議、情報共有が必要である。

##### 【不必要派】

- ・間接民主主義との関係や衆愚政治に陥る可能性があることなどが懸念されるため、住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組づくりが重要と考えられる。

#### 背景と課題

- ・現行地方自治制度は首長、議会の二代表制を採用しているが、事案によっては住民の意思を直接的に問うことにより、より一層的確に住民の意思を市政に反映させる住民投票制度の是非について検討する必要がある。

#### 論点

- ・住民投票制度が必要かどうか。
- ・住民投票制度を自治基本条例において、どのように規定するか。

## 5 財政運営

### 財政運営

#### 共通項

- ・収入の確かな予想に基づき、健全な支出に重点を置く財政運営の原則を定めるべき。
- ・自己責任を全うし得る（次世代に負担を残さない）自己財源の充実を謳うべき。
- ・計画において財源と用途を明確化すべき
- ・バランスシートの作成など市民に分かりやすい財務情報を開示する。
- ・協働により、財政負担を軽減する。
- ・国からの税源移譲により、自立的な財政システムを構築する

#### 背景と課題

- ・厳しい財政状況下で、効率的・効果的で市民にわかりやすい財政運営を検討する必要がある。

#### 論点

- ・財政の運営・仕組みをどう考えるか。（公開・透明化／計画／財政人事／予算制度の見直し／財務諸表／委託／備え／産業振興／協働／財源の移譲／課税自主権の確立／目的税化／免税措置・・・）"
- ・市民活動を円滑にする税制措置をどう考えるか。

## 6 住民救済制度

### 住民救済制度

#### 共通項

- ・住民救済制度、苦情処理制度の位置づけを明確化する必要がある。(人権オンブズパーソン制度、市民オンブズマン制度)

#### 背景と課題

- ・社会経済の高度化、権利の複雑化の中で、多様な市民の権利を保護する仕組みのあり方を検討する必要がある。
- ・行政の高度化、複雑化の中で、行政運営の過程で生ずる市民の不利益を簡易・迅速に救済する仕組みのあり方をさらに検討する必要がある。

#### 論点

- ・オンブズマン制度を有効に機能させる仕組みや機能の拡充をどのようにするか。(課題発見型オンブズマン機能の強化、区役所への窓口の設置など)
  - ・その他の救済制度についてどのように考えるか。(事業者オンブズマン、福祉オンブズマン、身近な救済窓口、第三者機関の設置など)
- 既存制度の検証が必要か？

## 7 広聴制度

### 広聴制度

#### 共通項

- ・計画等に対して市民意見を反映するためのルール、仕組みとして、パブリックコメントの原則を定める必要がある。"
- ・パブリックコメントで寄せられた意見に対して応答義務を果たす必要がある。

#### 背景と課題

- ・多様化する市民ニーズに対応した市政運営を行っていくためには、市民の意向を聴くための様々な手法の開発が求められている。

#### 論点

- ・パブリックコメント制度のあり方、仕組みをどのようにすべきか。「課題発見」「基本方針」「事業計画」の3段階で構成された仕組みとしてはどうか？課題等に応じて対象を変えられる仕組みは可能か？意見に対する応答義務をどのように明示するか(双方向化された制度)？・・・)

他都市での導入状況も含め、制度の検証が必要

- ・パブリックコメント以外にどのような広聴制度が求められるか(市民発意のコメント聴取制度、電子会議室の可能性など)

### XIII 条例の見直し

#### 条例の見直し規定

##### 共通項

- ・時代の変化に対応できる柔軟な条例とするためにも、条例の見直し規定を設けるべき。

##### 背景と課題

- ・社会情勢の変化に応じて、自治基本条例の内容についても検証していく必要がある。

##### 論点

- ・見直し期間を定めるべきか？その場合の期間は？
- ・見直しの手続きをどのように定めるか？
- ・硬性憲法としての位置づけた場合、定期的な見直し規定との整合性は？

### XIV 条例の実効性を高める仕組み

#### 条例の実効性を高める仕組み・ルール

##### 共通項

- ・実効性のある条例にするために、条例をバックアップする仕組みを規定することが必要である。

##### 背景と課題

- ・市民自治のルールを定める条例として、市民が使える制度を規定するとともに、市民が実際にツールとして活用していけるようなバックアップの仕組みを検討する必要がある。

##### 論点

- ・条例の実効性を高めるために、どのような仕組み・ルールを設けるべきか。

### XV その他の事項

市民委員会のワークショップで出された意見は [ ] の部分に整理することで、全意見を網羅します。

市長に関しては、ワークシートでは行政の項に取り込まれていましたが、独立させ、別項目としてはどうでしょうか。(この件に関しては、検討中)